

国民健康保険税の税率について

令和3年度の国民健康保険税率をお知らせします。また、所得の少ない世帯への軽減措置の拡大が行われていますので併せて改正内容をお知らせします。

■ 後期高齢者支援金分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による*1	1.2%
資産割	固定資産税の年税額に対して	10%
均等割	被保険者1人につき	7,000円
平等割	1世帯につき	8,000円
特定世帯の平等割	基準要件による*2	最初の5年間 4,000円
		その後の3年間 6,000円
賦課限度額	課税額の上限	19万円

- ※1 基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から430,000円を控除した金額です。
- ※2 特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいるため、国民健康保険被保険者（擬制世帯主を除く）が1人となった世帯をいいます。
- ※3 年齢は満年齢です。

■ 医療給付費分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による*1	5%
資産割	固定資産税の年税額に対して	20%
均等割	被保険者1人につき	27,000円
平等割	1世帯につき	30,000円
特定世帯の平等割	基準要件による*2	最初の5年間 15,000円
		その後の3年間 22,500円
賦課限度額	課税額の上限	63万円

■ 介護給付費分

加入している被保険者のうち、40歳から64歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による*1	0.7%
資産割	固定資産税の年税額に対して	4%
均等割	被保険者1人につき	7,500円
平等割	1世帯につき	9,000円
賦課限度額	課税額の上限	17万円

【やむを得ず失業した人の国保税などの軽減】

倒産や解雇などで、やむを得ず失業した人（非自発的失業者）が国民健康保険に加入した場合、保険税や医療費の負担を軽減する措置があります。

対象者は、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として求職者給付を受ける方です。（離職理由コード11・12・21・22・23・31・32・33・34）ハローワークで発行された「雇用保険受給者証」と印鑑をお持ちになり、福祉課保険係へ届出してください。

軽減の内容は、離職日の翌日の属する月の年度から翌年度末日まで、対象者の前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。また、高額療養費などの自己負担限度額区分を決める時の所得も同様に算定して判定します。

【国民健康保険税の軽減判定について】

軽減が受けられる世帯に該当する場合、軽減の段階に応じて均等割・平等割が減額されますが、令和3年度から次のとおり軽減の基準が変更されます。

<令和3年度からの軽減判定所得>

軽減区分	軽減判定所得の計算
7割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 43万円 + 28万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 43万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

- ※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方です。
- ※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
 - ・給与等の収入金額が55万円を超える方
 - ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

【国民健康保険税の減免について】

新型コロナウイルス感染症により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険税の全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少*が見込まれる世帯の方
⇒ 保険税の一部を減額

*収入減少は、前年と比較し30%以上減少する見込みであること、また前年の合計所得が1,000万円以下であることなどの要件を満たした場合のみ対象となります。

令和3年度の保険料等について

後期高齢者医療制度のお知らせ

6月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

【保険料の計算方法】

$$\begin{array}{c} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 52,048 \text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(令和2年中の所得 - 最大43万円)} \times 10.98\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{1年間の保険料} \\ \text{限度額64万円} \\ \text{(100円未満切捨て)} \end{array}$$

- 1年間の保険料の限度額は64万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
	令和3年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (52万 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

- ※令和2年度の7.75割軽減該当の要件は、令和3年度から7割軽減に見直されました。
- ※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
 - ・給与等の収入金額が55万円を超える方
 - ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。

▶ 52,048円 → 26,024円

- ※所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」のどちらかを選ぶことができます。口座振替を希望される方は役場福祉課保険係へお申し出ください。（申出書の提出）

【お申し出に必要なもの】 預金通帳・通帳のお届印

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。（年金からのお支払いの場合、ご本人の社会保険料控除対象になります。）

新型コロナウイルス感染症の流行による影響がある場合や災害・失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮などで保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合がありますので福祉課保険係へご相談ください。

問合せ先

役場福祉課保険係 ☎ 574・2214
北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市） ☎ 011・290・5601

問合せ先

役場住民課住民税係 ☎ 574・2213